

平成 29 年（フ）第 1038 号  
破産者：福王企業株式会社

債権者各位

平成 29 年 9 月 11 日  
〒 460-0002  
名古屋市中区丸の内 3-2-29  
ヤガミビル 6 階  
弁護士法人愛知総合法律事務所  
TEL 052-971-1477（担当部直通）  
FAX 052-971-7876  
破産者福王企業株式会社  
破産管財人弁護士 村上 文 男  
同管財人代理弁護士 南 善 隆 太  
同 横 井 優 太  
（担当事務補佐） 龍田・八幡

### 事前の債権者説明会のご案内

拝 啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当職は、平成 29 年 9 月 11 日午後 5 時に福王企業株式会社（登記簿上の本店所在地：三重県三重郡菰野町大字田口 2404 番地 3，代表者代表取締役：林崎明夫。以下「破産会社」といいます。）の破産管財人に名古屋地方裁判所から選任された弁護士です。

本封筒には、破産手続開始通知書や名古屋地方裁判所で行われる債権者集会の案内文等が同封されております。裁判所の債権者集会とは別途、それに先立ち、当職において破産会社の現状、経緯、今後の方向性の説明、また情報収集等のために事前の債権者説明会を下記要綱で開催させていただきますので、よろしくご願ひ申し上げます。

事前の債権者説明会にご出席される方が債権者又はその代理人であることを確認させていただく必要がございますので、ご出席の際には、本書面「キリトリセン」以降に必要事項をご記入いただき（事前の切り取りは不要です。）、会場にご持参いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 【日時】 平成 29 年 10 月 30 日（月） 午後 2 時～午後 3 時 30 分  
（午後 1 時 30 分受付開始）
- 【場所】 愛知県弁護士会館 5 階ホール（名古屋市中区三の丸 1-4-2）  
名古屋市中区市営地下鉄「丸の内」駅 1 番出口より徒歩約 7 分  
又は、同「市役所」駅 6 番出口より徒歩約 9 分  
電話：052-971-1477（又は 052-971-5277（弁護士法人愛知総合法律事務所））

【説明者】 破産者福王企業株式会社破産管財人 弁護士村上 文 男  
その他同管財人代理、同担当事務補佐

※本書面は、名古屋地方裁判所の正式な書面ではございませんが、裁判所の了解の下、破産手続開始決定書に同封させていただいております。

※本債権者説明会会場には駐車場はございません。公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

-----キリトリセン（切り取り不要）-----キリトリセン（切り取り不要）-----キリトリセン（切り取り不要）-----

ご来場者様 氏 名 (名称)	(ふりがな)	住所	連絡先(携帯可)
債権者集会(名古屋地方裁判所 で開催)への出席予定	(予定あり・予定なし・未定)	債権者本人以外 の方の場合	相続人・代理人 その他( )

【債権者説明会会場へのアクセス地図】

